

3月
定例会



VOI.4

いかた 議会だより

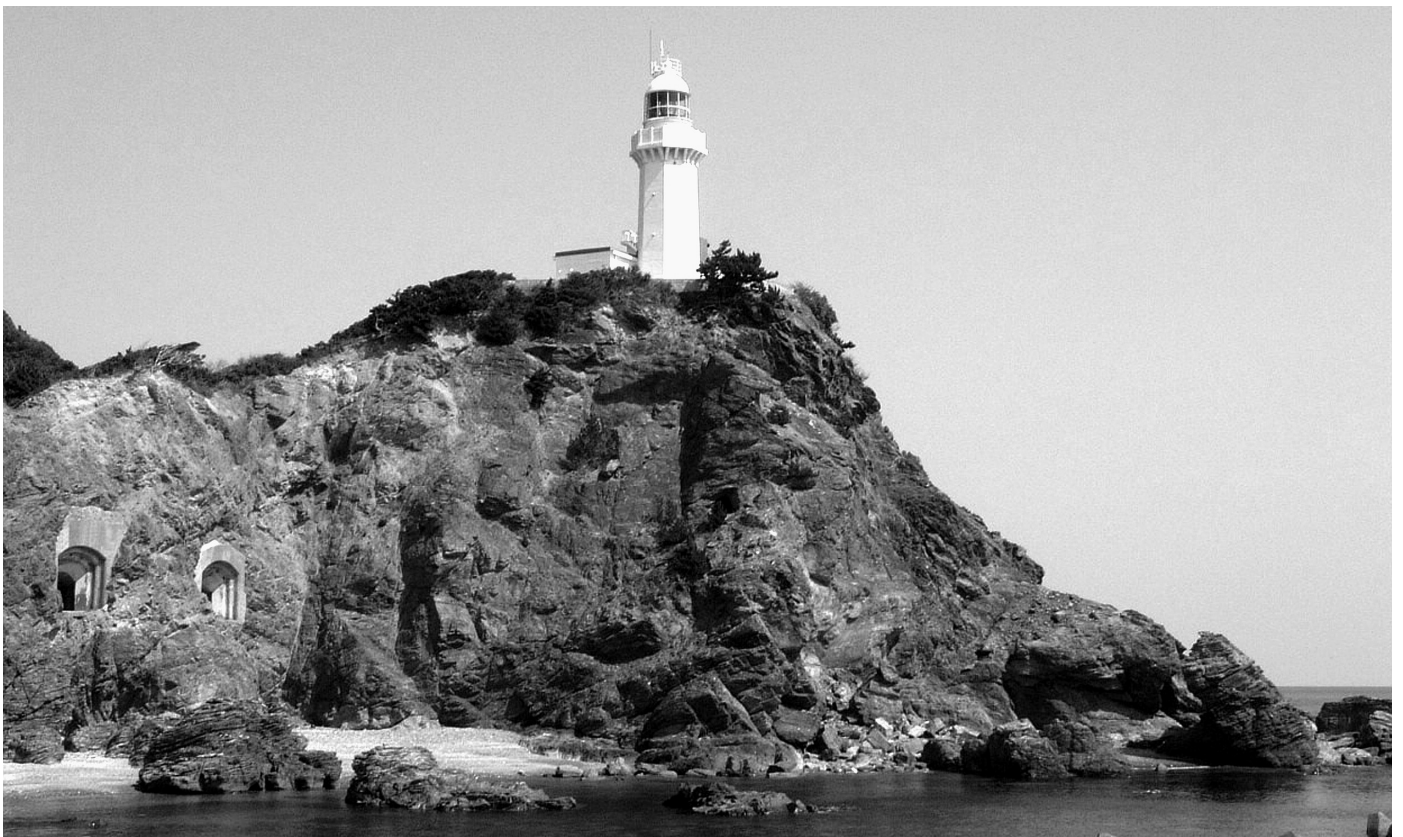
平成18年(2006年)5月20日

発行 伊方町議会

編集 議会だより編集委員会

電話 ㊟-0211(内線410)
㊟-2662(直通)

ふるさと百景



佐田岬灯台

— 今月の主な内容 —

3月定例会の動き	2P
主な決定事項	2P~3P
18年度当初予算決まる	4P
一般質問	5P~7P
議会日誌	8P

3月定例会の動き

第4回定例会は、3月10日～23日開催

報告1件、専決処分1件、条例16件、
予算12件、補正予算14件、
契約7件、その他2件、発議2件
(原案可決)



主な決定事項

報告

平成18年度伊方町土地開発公社事業計画書の提出について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を説明する書類として議会に提出

町長の専決処分事項報告について

平成18年4月1日から愛媛県市町総合事務組合の構成団体である大洲地区広域消防事務組合を職員の退職手当に関する共同処理事務構成団体に加えるため、地方自治法第286条第1項の規定により愛媛県市町総合事務組合規約を変更

条例

伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定

平成18年度給与構造改革に係る措置として国家公務員の給与改定に準じて平成18年4月1日から本条例の一部を改正

伊方町公共物管理条例の一部を改正する条例制定について

公共物の用途廃止等を行うため、本条例の一部を改正

伊方町小規模下水道条例の一部を改正する条例制定

下水道使用料の均等を図るため、本条例の一部を改正

伊方町公民館条例の一部を改正する条例制定

二名津中学校を三崎中学校に統合することにより、廃校となる校舎等の有効活用を図り、生涯学習を推進する。及び佐田岬小学校の移転に伴い本条例の一部を改正

伊方町立学校設置条例の一部を改正する条例制定

伊方町立佐田岬小学校を移転する必要があるため本条例の一部を改正

伊方町体育施設条例の一部を改正する条例制定

二名津中学校を三崎中学校に統合することに伴い本条例の一部を改正

伊方町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定

伊方町奨学資金を貸与するため基金の額を増額する必要がある。

伊方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定

国民健康保険税の格差是正を図るため本条例の一部を改正

伊方町保育所条例の一部を改正する条例制定

園児数の減少により、平成18年3月31日付けを以て豊之浦保育所を廃止するため本条例の一部を改正

伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定

介護保険法施行令等の一部を改正する政令が施行されたことに伴い本条例の一部を改正

伊方町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例制定

長寿祝金の受給資格である「町内居住」条件を削除し、新たに外国人登録原票登録者を対象とするため本条例の一部を改正

伊方町瀬戸アグリトピア条例の一部を改正する条例制定

本町の自然環境や農村資源を生かし都市と農村の交流、体験農業の推進、研修等の各種事業を行うため、アグリトピア内に体験農園を設置するに伴い、本条例の一部を改正

伊方町障害者自立支援判定審査会の委員の定数等を定める条例制定

平成18年4月1日から障害者自立支援法が施行されることに伴い、障害者の支援程度区分判定をするため「審査会」を設置し、「審査会」の委員の定数を定める必要がある。

伊方町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定

愛媛県電子申請等共同運営システム運用開始に伴い、行政手続のオンライン化に関する法的根拠を整備するため制定

伊方町防災行政無線施設設備基金条例制定

災害緊急時に正確且つ迅速な情報伝達を実施するため、防災行政無線施設整備の基金造成を行うため本条例を制定

伊方町電源立地地域対策交付金施設維持補修基金条例制定

電源立地地域対策交付金により整備された公共用施設の修繕その他の維持補修に要する経費として施設維持補修基金を設置するため本条例を制定

その他

新たに生じた土地の確認について
伊方町二見田ノ浦地区の埋め立てにかかるもの

字の区域の変更について

伊方町二見田ノ浦地区の埋め立てにかかるもの

発議

道路特定財源の確保に関する意見書の提出

道路特定財源を一般財源化することなく、必要な道路特定財源を確保し整備の遅れた地方の道路整備の推進を求める提出先

内閣総理大臣・財務大臣
国土交通大臣・総務大臣
経済財政政策担当大臣

違法伐採問題等への取組の強化を求める意見書の提出

林業の持続的な経営を確立するため違法に伐採された外材の輸入禁止と国産材の利用促進を優先的に推進し、国内林業の振興を図ると共に森林整備を求める提出先

内閣総理大臣・外務大臣
経済産業大臣・環境大臣
農林水産大臣・林野庁長官

契 約

(単位：千円)

工 事 名	契 約 金 額	契 約 の 相 手
四ツ浜（大久）漁港海岸保全（局改）事業（分割の5）	56,070	太陽建設有限会社
四ツ浜（大久）漁港第1防波堤災害復旧工事	122,745	アイエン工業株式会社
四ツ浜（大久）漁港離岸堤災害復旧工事	131,250	堀田建設株式会社

契 約 変 更（事業量の変更によるもの）

(単位：千円)

工 事 名	契 約 の 相 手	契 約 金 額	
		変 更 前	変 更 後
九丁漁港漁村再生交付金事業	若築建設株式会社	157,736	171,289
豊の浦漁港地域水産物供給基盤整備事業（分割の4）	伊方建設有限会社	81,375	84,105
町道湊浦伊方越線地方道路交付金事業舗装新設工事（普通河川）前の川河川改修工事	金亀建設株式会社 有限会社堀保組	110,250 62,475	115,565 69,988

補 正 予 算

(単位：千円)

会 計 名	補 正 額	補 正 後
一般会計補正予算（第5号）	17,497	14,280,632
一般会計補正予算（第6号）	434,737	14,715,369
国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	△ 18,882	1,839,964
学校給食特別会計補正予算（第2号）	△ 1,136	50,250
港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）	△ 2,535	14,075
老人保健特別会計補正予算（第2号）	△ 42,379	2,389,769
介護保険特別会計補正予算（第2号）	△ 13,929	1,097,617
公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	△ 42,832	1,159,827
小規模下水道事業特別会計補正予算（第3号）	△ 647	27,855
特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）	△ 24,240	40,578
風力発電事業特別会計補正予算（第3号）	△ 1,203	58,207
住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）	10,665	16,739
商品券事業特別会計補正予算（第1号）	△ 266	534
水道事業会計補正予算（第3号） 収入的	94,854	368,994
水道事業会計補正予算（第3号） 支出的	△ 15,045	367,385

18年度当初予算決まる

第4回定例会休会中の3月16日、町理事者及び課長・総合支所長の出席を求め、常任委員会連合による18年度の各会計当初予算審議が開催されました。

当日は、それぞれの委員長の進行により、所管する会計の予算内容について質疑応答が展開され、3月23日の定例会本会議において、何れも原案のとおり可決されました。一般会計の主なものは次のとおりです。

- 総務一般管理費
5億7千406万5千円
- 瀬戸、三崎総合支所費
2億2千839万5千円
- 社会福祉総務費
4億6千524万6千円
- 健康保険費
2億383万3千円
- 保育所費
3億5千866万2千円
- 老人福祉総務費
4億7千293万7千円
- 診療所費
1億1千778万5千円
- 塵芥処理費
2億2千977万円

○農地費

2億2千231万円

○南予用水対策費

3億4千698万6千円

○漁港建設費

4億5千151万6千円

○道路新設改良費

3億1千971万5千円

○港湾建設費

2億8千9百万円

○公共下水道費

1億792万3千円

○消防施設費

2億4千76万7千円

○定期償還金元金

13億907万8千円

以上があげられます。



伊方町会計別当初予算総額

(単位：千円)

区分	会計名	平成18年度	平成17年度			比較
		当初予算額A	当初予算額	内未収未払分	予算額B	
普通会計	一般会計	8,714,353	13,391,168	3,120,924	10,270,244	△1,555,891
	学校給食会計	46,838	51,279	3,100	48,179	△1,341
	住宅新築資金等貸付事業会計	6,063	6,074		6,074	△11
	計	8,767,254	13,448,521	3,124,024	10,324,497	△1,557,243
特別会計	国民健康保険会計(事業勘定)	1,684,730	1,780,055	190,473	1,589,582	95,148
	国民健康保険会計(直営診療施設勘定)	1,052,260	1,218,889	60,576	1,158,313	△106,053
	港湾整備事業会計	10,184	14,972	201	14,771	△4,587
	老人保健会計	2,236,823	2,454,948	185,373	2,269,575	△32,752
	介護保険会計	947,755	1,045,643	82,295	963,348	△15,593
	公共下水道事業会計	486,044	1,201,410	591,341	610,069	△124,025
	小規模下水道事業会計	23,687	28,420	4,791	23,629	58
	特定地域生活排水処理事業会計	45,307	64,914	16,752	48,162	△2,855
	風力発電事業会計	34,821	52,937	150	52,787	△17,966
計	6,521,611	7,862,188	1,131,952	6,730,236	△208,625	
企業会計	水道事業会計	436,922	457,096		457,096	△20,174
	計	436,922	457,096		457,096	△20,174
合計		15,725,787	21,767,805	4,255,976	17,511,829	△1,786,042

通告概要

篠川長治議員

○電源立地地域地場産業である「柑橘農家」の振興支援について

○危機管理対策等について

○公共工事の入札及び契約の適正化等について

○畑中町長の収賄容疑による逮捕に関連して

松澤周作議員

○伊方町政治倫理条例施行について

小林絹久議員

○総合支所の取扱いについて

○町長と業者の贈収賄事件を受けて

清家慎太郎議員

○クリエイト伊方の運営について

○指名業者選定委員会の運営について

○12月22日提出、伊方町行政のいう「伊方町の土木専門業者21社」の資料について



篠川長治議員

電源立地地域地場産業である「柑橘農家」の振興支援について

問 電源立地地振興関連の電源地域産業育成支援補助金等の施策に、地域産業の発掘育成と電源地域の長期的な振興を図るため、地域にある産業や

資源を地元の創意工夫を活かして産業として支援するとなっている。そこで、伊方町の地場産業である柑橘農家活性化のために「電源地域産業支援」を受けることができれば、品質の向上とブランド化・差別化等の推進により、伊方町の柑橘農家が希望を持つて農業経営に取り組む事ができる。電源開発促進税は、平成17年4千5百億円ともいわれているが、電源立地伊方町の多数を占める地元農家には「電源立地振興策」等には殆ど無縁である。そこで、庁内に町長の特命で地場産業活性化に向けて、関係機関への強力な運動を展開し、柑橘産業活性化支援を図ることを提言する。

答 本町の農業支援強化策は、既に、伊方地域担い手育成総合支援協議会を設立してソフト、ハード事業両面の事業振興を推進しています。しかしながら、国の農業改革が、平成19年度から進められますので、この局面を打開すべく、JA、行政、農業委員会、県からなる八西地域農業振興協議会を設立、果樹生産者の合意のもと、果樹産地構造改革



前の川河川整備状況

危機管理対策等について

を策定し、県、国へ提出いたしました。この計画を実行することで当産地の生産基盤強化と更なる発展を目指します。また、農業推進体制の強化を図るため、地域農業マネジメントセンターの設立を提案しています。この二つの協議会で当面対応して参りたいと思います。

(職務代理者)

問 危機管理対策等については、「地域防災計画」を本年度に作成し、各種災害に応じた避難場所や避難経路を示した地域総合マップを各家庭に配

布する等、避難訓練の実施や自主防災組織の育成に取り組むとのことである。伊方小学校周辺は地盤が低く、その上水路が狭隘で排水が悪く、集中的な豪雨に満潮が重なる床下浸水等の災害が起きている。そこで、次について伺いたい。

(1) 小学校グラウンド下暗渠等、狭隘水路の改修について

(2) 湊浦港造成工事に伴う防潮ゲート及び排水ポンプの整備予定について

答 平成15年度から河川整備と併せて下流の橋梁の老朽化対策を行っているところで、順次上流に向かって継続事業として実施する計画となっております。また、伊方海岸(高潮)は、国の補助事業として平成19年度完成目標として実施していますが、排水施設については、埋立地内の取付河川及び上流部の河川整備完了後に検討することとし、流量あるいは異常潮位の観測等追跡調査を行っておりまして、水門築造工事、及び河川整備完了後には、調査結果を検証し、方向性を定めたい。

(職務代理者)

公共工事の入札及び契約の適正化等について

問 長野県では、設計業務委託については、平成14年11月から、郵便による一般競争入札に移行し、建築土木工事に關しては15年4月から同制度を試行している。郵便による委託業務の一般競争入札は平成13年度の95・3%↓平成15年3月には46・4%となり、建築工事は平成13年度97・43%↓平成15年には65・1%となっている。伊方町の指名競争入札制度は非常に不透明で、畑中町長主導による官製談合の色彩が強く、その結果が今回の不祥事につながったものと思う。そこで、次の事項等について伺いたい。

(1) 町外業者に発注した工事を、町内業者に発注すれば、標準的な土木工事費用に占める労務費を15%としますと、約1億3千万円の町内雇用が創出されます。その町内雇用の原資を町外へ移転している実態と雇用創出との整合性について伺いたい。

(2) A社、B社、C社、D社、E社における

① 受注工事毎の自社施工と下請施工との割合(施工金額)

② 下請業者の所在地

(3) ① 建築工事請負業者の自社施工と下請施工の割合(施工金額)

② 下請業者の所在地

(4) 指名業者選定については町内の土木登録業者・約32業者の内、指名された業者は9社で、落札した業者は8社。そしてその事業費の約99%が5業者に集中している現実について伺いたい。

(5) 「公共工事の入札は「透明・公平・公正性の高い、制限付一般競争入札(受注希望型・公募型指名競争入札)への改革を提言する。」

(6) 公共の透明度向上の観点等から、入札予定価格の事前公表を求める

答 (1) 町長本人に対する質問のため答弁出来ません。

(2) (3) 現在、司法当局に關係書類を押収されており、答弁できません。

(4) 町長本人に対する質問のため答弁できません。

(5) 制限付き一般競争入札への改革は、望ましいと思っております。

ります。

(6) 入札予定価格の事前公表については、私も同感だと思っております。

(職務代理者)

畑中町長の収賄容疑による逮捕に關連して

問 清水助役は、2月18日の記者会見で、畑中町長から逮捕前に「受け取った100万円は選挙の当選祝であった」と、説明を受けていたことを明らかにした上で、町長を信頼しており(不正は)なかったと確信している。と新聞は報じている。2月21日全協で、この問題を正したところ、清水助役は、これは政治献金で金は返した。と答弁している。

昨年の6月に受け取った100万円のお金を、ここにきて政治献金であった、返した等の言い訳が世間に通用する道理がない。公職にある者が業者からお金を受け取ることが違法であることさえ弁えていない発言である。また、複数の職員がこの度の不祥事に関連して事情聴取されていると噂についても、休暇中の職

員の個人情報である等と、無責任な答えをしている。職員の仕事は、職務上の義務と身分上の義務があり、身分上の義務は、職員の身分を有する限り守らなければならない義務であるから「勤務時間、休暇又は停職中、在籍専従期間中や休暇中においても」適用されるはずである。もし、職員が不祥事に関わる等の事情聴取を受けていた場合は、当然上司に報告すべきである。

また、助役は地方公共団体の主要な公務員として、その資格について長に準じた規定が設けられている等から、全この実態を把握する責務がある。畑中町長は、クリーンな町政を標榜して当選したが、一年も経ずして汚職という最も不名誉な容疑で逮捕された。この現実を厳粛に受け止め、清水職務代行は、伊方町有史以来の不祥事について、住民に対して最大限の説明義務がある。そこで、畑中町長の収賄容疑逮捕から今日までの経緯の一切を、マスコミをとおりしてではなく、ここに、その真実を明らかにして住民に詫言るべきである。

答 現在、司法当局が捜査中であり、答弁は差し控えるべきと思っております。

(職務代理者)

松澤周作議員



伊方町政治倫理条例施行について

問 (1) 条例が10月1日から1件だけ施行された理由はどこにあるのか。

(2) 町長・助役・収入役・教育長と22人の議員の中で、条例に該当する人の調査をしたのか、又、判断基準はどこなのか。

(3) 12月定例議会で町長が1件施行されたのを知らなかったのはなぜか、施行の決定権は各課長にあるのか。

(4) 第5条に政治倫理審査会の設置がうたわれているが、どのようになっているのか。

総合支所の 取扱いについて

答 (1)政治倫理条例第3項及び第4項に規定されており、「請負」「一定期間にわたる」は、継続的、反復的になされる購入契約も含まれるという意味でございます。

(2)大まかな調査はしました。倫理条例第4条第1項では、町長等、議員も自主的に辞退されるものと認識しております。

(3)各課長からの報告は、義務づけられておりません。施行後、まだ期間が無かったことから町長が知らなかったものであると思っております。

(4)審査会を設置すべく作業を進めておりましたが、18年度に議会の皆様と協議させていただきたいと考えています。
(総務課長)



小林絹久議員



瀬戸総合支所



三崎総合支所

問 条例では、総合支所長に決裁権が与えられているが、現実には殆ど実行されていない。住民サービスの遅れなど解消するためにも、見直すつもりはないか。

答 本庁と総合支所との綿密な連携や事業等の取り扱いに相違がないように、そして管理職職員の共通認識を進め、公平公正にスピードアップを図り、行政サービスの向上させていきたいと考えております。
(職務代理者)

町長と業者の贈収賄事件を受けて

問 (1)このような事件を起した環境を作った町執行部には大きな責任があるはずであり、どう受け止めているか。
(2)指名業者選定委員会の方法、判断に間違いはなかったか。

答 町民の皆様には大変ご心配、ご迷惑をおかけし、心より深くお詫び申し上げます。現在、司法当局が捜査中でありますので答弁を差し控えさせていただきます。
(職務代理者)

清家慎太郎議員



クリエイティブ伊方の運営について

問 (1)トマト栽培の今後の採算状況と今後の採算状況の見直しについて。
(2)見通しが芳しくないと考える場合、どのような経営改善策をもっているか。

答 役員で無いため経営に関する権限はありません。会社の内容は、直接会社へ閲覧申請すれば、対応していただけます。
(職務代理者)

指名業者選定委員会の運営について

問 (1)町長の違法な理由を根拠とした圧力があつたか否か。

(2)今まで何を基準に選定案が作成されてきたのか、或いはどんな方法で選定案が作成されてきたのか。

答 (1)(2)現在、司法当局が捜査中ですので答弁を差し控えさせていただきます。
(職務代理者)

12月22日提出、伊方町行政のいう「伊方町の土木専門業者2社」の資料について

問 (1)何を基にして作成された資料なのか。
(2)事実と異なる資料提出及び答弁を行い、行政への信頼失墜行為を行った事に対して、如何に弁明又は謝罪しようと考えているか。

答 (1)21社は、町内の土木業者です。これは愛媛県が出している有資格者名簿からの抜粋であります。
(2)町内全業者合わせると45社以上の業者がおります。事実と異なるとは思っていませんが、仮に誤っておったと言ふことであれば早期に訂正すると言ふことでのその解決に向けて行きたいと思っております。
(職務代理者)

議 会 目 誌

2月10日	原発議長会サミット実行委員会	16日	議会運営委員会
13日	定期監査	17日	県環境安全管理委員会
14日	地方自治講演会	19日	町消防出初式
15日	議員全員協議会	20日	八西衛生事務組合議会
15日	原子力発電対策特別委員会	20日	八幡浜地区施設事務組合議会
20日	例月現金出納検査	23日	原子力発電対策特別委員会
21日	議員全員協議会	24日	二名津中学校閉校式
22日	県町村議会議長会総会	29日	豊之浦保育所閉所式
22日	県町村監査委員協議会総会	30日	地方局再編会議
3月1日	南予水道企業団議会定例会	30日	八幡浜・大洲地区広域市町村圏 組合議会
2日	議会運営委員会	4月11日	例月現金出納検査
7日	議員全員協議会	18日	県町村議会議長会定例会
10～23日	第4回定例会	25日	議会運営委員会
13日	例月現金出納検査	25日	議会だより編集委員会
16日	委員会合同予算審議		

傍聴者数

(人)

月	年	H 17
5		0
⑥		13
⑨		44
12		0
⑫		22
計		79

○印は定例議会
傍聴席は31席です。
*9月議会は延べ人数

議会を傍聴しませんか!!

議会は、定例会と臨時会があり、定例会は条例によって3・6・9・12月の計4回開くことになっています。臨時会は、必要に応じ年数回開かれています。定例会では、議員の一般質問があり、町政の様々な問題について活発な議論が行われます。

議会の傍聴は原則自由に行えますのでお気軽に役場4階議場までお越しください。次回定例会は、6月予定です。(詳しくは、議会事務局まで)

編集後記

吹く風も夏めいて参りましたが、町民の皆様におかれましては、益々ご健勝にてお過ごしのことと存じます。議会だより第4号をお届けします。ご意見ご感想をお寄せください。

